

有機米の生産拡大推進事業実施要領

令和7年10月10日付け 産支第448号

（趣旨）

第1 この要領は、有機米の生産拡大推進事業（以下「本事業」という。）を実施するために必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第2 本事業は、有機米の生産拡大に取り組む農業者（以下、「事業実施者」という。）による雑草防除に効果的な紙マルチ栽培の普及を図るため、紙マルチ栽培に必要な資材の導入と技術確立を支援することにより、有機米の生産拡大を図ることを目的とする。

（事業の内容）

第3 本事業による事業実施者に対する支援の内容は次のとおりとする。

- （1）事業実施者が必要とする紙マルチ資材の納品
- （2）紙マルチ栽培の理解を深めるための実演・研修会の実施
- （3）県内農機具メーカーによる紙マルチ田植機の貸出料、運搬費、実装に必要なノウハウ提供

（対象者）

第4 事業実施者は、次のとおりとする。

- （1）有機JAS認証の取得者または取得見込者であること
- （2）紙マルチ栽培により、有機米栽培の面積を拡大すること（令和8年度の栽培開始年度から3年以内に取組面積を1.0ha以上拡大すること）
- （3）紙マルチ田植機実演会及び栽培技術研修会に参加すること
- （4）県内農機具メーカーの技術指導を受け、実践すること
- （5）地域での実証展示ほを設置し、地域内での新規栽培者の誘導に協力すること

（申請）

第5 本事業の申請を行う場合は、別に定める公募要領により行うものとする。

2 本事業への申請は、事業実施申請書（様式第1号）に事業実施計画書（様式第2号）、配分ポイントチェック表（様式第3号）を付して、提出するものとする。

（決定及び通知）

第6 島根県産地支援課長は、第5の規定による申請書の提出があった場合、審査の上、その結果（決定の内容及びこれに条件を付した場合、その条件）を速やかに事業実施者に通知するものとする。

(変更等の申請)

第7 事業実施者は第6により決定した後、申請内容等に変更が生じた場合は速やかに事業変更申請書(様式第4号)により所属長に提出するものとする。

(資材の納品、機械の貸出等)

第8 事業実施者は、栽培に必要な紙マルチ資材及び紙マルチ田植機の実施計画や必要数量を提出するものとする。

2 島根県産地支援課長は、前号による提出があった場合は、事業実施者の指定する場所へ納品、貸出等を行うものとする。

(実績報告)

第9 事業実施者は、栽培開始年度から起算して3年の間、当該年度の取組成果を実績報告書(様式第5号及び様式第2号)により、毎会計年度末までに島根県産地支援課長に報告するものとする。

(帳簿等の保存)

第10 事業実施者は、当該事業に係る証拠書類を備え、栽培開始年度から起算して3年の間、保管するものとする。

(その他)

第11 この事業を実施するにあたり必要な事項は、島根県産地支援課長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年10月10日から施行する。